

# 下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金 交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、要電源重度障がい児者が災害による停電時等に必要な非常用電源装置等の購入費に対し、補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要電源重度障がい児者 岐阜県要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条第1項に規定する要電源重度障がい児者をいう。ただし、同項第2号中「知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
- (2) 非常用電源装置等 県要綱第2条第2項に規定する非常用電源装置等であって、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第10条第1項に規定する表示が付されているものをいう。
- (3) 個別計画 県要綱第2条第3項に規定する個別計画であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載され、本市で在宅生活を送る要電源重度障がい児者であって、当該要電源重度障がい児者についての個別計画が策定されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 医療機関等に入院中又は障がい者施設等に入所中の者
- (2) 県要綱に基づく補助を受けた実績のある者
- (3) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）第2条第1項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属する者

## (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、非常用電源装置等の購入に要する額と別表1に定める基準額のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費から別表2に規定する自己負担額を控除した額とする。

3 補助金の交付回数は、別表1の非常用電源装置等の種類に掲げる区分ごとに、それぞれ補助対象者1人につき1回までとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(未成年者については、その保護者。以下「申請者」という。)は、下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 非常用電源装置等の見積書
- (2) 非常用電源装置等の詳細が確認できる資料(カタログ等)
- (3) 医師が作成した非常用電源装置等使用証明書(様式第2号)(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳により呼吸器機能障害を有していると証される者は身体障害者手帳の写しをこれに替えることができる。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定したときは、下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請の内容を変更しようとするとき又は補助金の交付を受けることを中止しようとするときは、下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請変更等承認申請書(様式第5号)に交付決定通知書の写しに変更内容のわかる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(変更等の承認)

第8条 市長は、前条の規定により変更等の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等を承認したときは、下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請変更等承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとし、変更等を承認しないときは、その理由を付して下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付申請変更等不承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、非常用電源装置等を購入後、補助が決定した日が属する年度の末日までに下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る支払いを証明する領収書の写し

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、下呂市要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費補助金交付決定取消（返還）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

3 前項に規定する通知を受けた者は、補助金の全額又は一部を速やかに返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 交付決定者は、本補助事業により取得した非常用電源装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金等の交付手続きの特例)

第12条 市長は、規則第13条で規定する実績報告及び規則第14条で規定する補助金等の額の確定については、手続きを省略して補助金を交付することができる。

(台帳の整備)

第13条 市長は、補助金の交付状況を明確にするため台帳を整備するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

非常用電源装置等の種類	基準額（1 個当たり）
正弦波インバーター	120,000円
ポータブル蓄電池	60,000円
DC/ACインバーター（カーインバーター）	30,000円

※ 海外製品である場合は、日本語の取扱説明書があること。

別表 2（第 4 条関係）

所得区分	費用の額
市町村民税課税世帯	補助対象経費の 1 割
市町村民税非課税世帯	0 円
生活保護受給世帯等	0 円

- 1 費用の額を算出するにあたり、補助対象経費の 1 割に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 所得区分については、次の各号に掲げる年齢区分ごとに規定する世帯の範囲の者の所得の合計額により決定するものとする。
  - (1) 18歳未満 保護者及び保護者と同一の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による世帯をいう。以下同じ。）に属する者
  - (2) 18歳以上 本人及び本人と同一の世帯に属するその配偶者
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、本要綱第 6 条第 2 項に規定する決定があった月の属する年度（決定があった月が 4 月から 5 月までの場合にあっては、前年度）のものをいう。
- 4 この表において、「生活保護受給世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者の世帯をいう。